記

1　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表１のとおり。

（表１）

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

⑴　個別の通知

表２のとおり。

（表２）

番号	氏名・名称等	取引日	通知日	周知事項	備考

⑵　個別の通知以外の方法による周知

3　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表３のとおり。

（表３）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	―			―
備考				―

（単位：円）

4　添付資料

⑴　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

表４のとおり。

（表４）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

⑵　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

ア　個別の通知

表５－１のとおり。

（表５－１）

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

イ　個別の通知以外の方法による周知

表５－２のとおり。

（表５－２）

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

⑶　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類

表６のとおり。

（表６）

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

1　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表１に、法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下の⑴から⑽までに留意する。

⑴　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。

⑵　「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。